平成２６年（フ）第２７号
神戸市東灘区本山中町４丁目８番３―201号
破産者　春名　郁子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０２号
神戸市垂水区清水が丘２丁目８番18―1201号、従前の住所神戸市垂水区本多聞１丁目11番６―307号
破産者　島　　唯彦
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市岡田71番地１　テラエスペランサＡ202、従前の住所兵庫県たつの市神岡町西横内352番地１
破産者　長坂　政純
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９７号
徳島県板野郡上板町神宅字西金屋51番地８、旧住所徳島県板野郡上板町引野字青谷27番地８
破産者　川崎　陽子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７６号
北九州市小倉北区上富野２丁目２番12―408号
破産者　大山　利香
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３９号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3187番地２メゾン原Ｉ302号、開始決定時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字江口2492番地124
破産者　鉄板ＺＩＮダイニングこと　下西　仁史
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1172番地１
破産者　田久保浩太郎
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
鹿児島県いちき串木野市袴田2099番地３　２号棟
破産者　田中　和美
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５１号
鹿児島県いちき串木野市袴田2099番地３　２号棟
破産者　田中　千恵
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３号
北海道苫小牧市東開町４丁目５番28号
破産者　小嶋　容子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７８号
宮城県名取市名取が丘５丁目11番10号
破産者　嶺岸　淳也
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目２番地３
破産者　福田　　晃
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
山形県新庄市下金沢町４番６号
破産者　柿崎　善郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第９３号
茨城県笠間市鯉淵6526番地86　アリウス201、申立時の住所茨城県笠間市鯉淵6256番地100
破産者　久保田恒雄
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
栃木県宇都宮市上田原町952番地242、申立時の住所茨城県水戸市有賀町1021番地の３
破産者　大山　雅之
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
茨城県常陸大宮市高部688番地の１
破産者　国井　陸郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
東京都武蔵野市中町３丁目６番18号
破産者　松葉　和己
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
茨城県牛久市牛久町3132番地６
破産者　加藤　市子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
新潟市中央区上大川前通３番町130番地１トーカンマンション上大川前703号
破産者　吉備津美津子（旧姓椎谷）
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部